

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年2月7日

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏 名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日	令和2年2月7日	許可番号	1盛廃第27-5号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	木くずの破碎施設（令第7条第8号の2施設） ・木くず 以下余白		
設 置 場 所	排出事業場 (駐機場所：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1) 以下余白		
処 理 能 力	209.6 t／日（8時間稼働） 以下余白		
許 可 の 条 件	—		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留 意 事 項	1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 4 施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に基づく維持管理基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に基づき維持管理すること。 5 法に基づく廃棄物の処分基準を遵守するとともに、生活環境影響調査報告書において予測した生活環境の状況について定期的に検証し、生活環境保全上の目標の遵守に努めること。		